

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議次第

(平成25年度第3回)

平成26年1月22日(水)

午後1時30分

役場 3階全員協議会室

1 開 会

2 挨拶

3 議 題

(1) 平成26年度瑞穂町国民健康保険税の改定について

(2) 平成26年度国民健康保険特別会計予算(案)について

(3) その他

平成26年度瑞穂町国民健康保険特別会計予算(案)

資料

歳入

款	項	H25年度 千円	H26年度 千円	比較(H26-H25) 千円
1. 国民健康保険税	1. 国民健康保険税	806,043	820,449	14,406
2. 国庫支出金		876,425	967,999	91,574
	1. 国庫負担金	790,143	874,339	84,196
	2. 国庫補助金	86,282	93,660	7,378
3. 療養給付費等交付金	1. 療養給付費等交付金	138,787	156,349	17,562
4. 前期高齢者交付金	1. 前期高齢者交付金	823,151	683,868	△ 139,283
5. 都支出金		265,341	308,401	43,060
	1. 都負担金	35,891	30,309	△ 5,582
	2. 都補助金	229,450	278,092	48,642
6. 共同事業交付金	1. 共同事業交付金	459,248	457,707	△ 1,541
7. 財産収入	1. 財産運用収入	1	1	0
8. 繰入金		565,214	626,499	61,285
	1. 他会計繰入金	565,213	626,498	61,285
	(赤字補てん繰入金)	484,000	532,000	48,000
	2. 基金繰入金	1	1	0
9. 繰越金	1. 繰越金	25,000	25,000	0
10. 諸収入		3,882	4,748	866
	1. 延滞金、加算金及び過料	3,623	4,123	500
	2. 町預金利子	1	1	0
	3. 雑入	258	624	366
歳入合計		3,963,092	4,051,021	87,929

歳出

款	項	H25年度 千円	H26年度 千円	比較(H26-H25) 千円
1. 総務費		19,968	19,781	△ 187
	1. 総務管理費	11,183	8,437	△ 2,746
	2. 徴税費	8,785	11,344	2,559
2. 保険給付費		2,514,252	2,646,276	132,024
	1. 療養諸費	2,224,317	2,341,231	116,914
	2. 高額療養費	258,487	273,551	15,064
	3. 出産育児諸費	25,213	25,213	0
	4. 葬祭諸費	3,500	3,500	0
	5. 移送諸費	64	64	0
	6. 結核、精神医療給付金	2,671	2,717	46
3. 後期高齢者支援金等	1. 後期高齢者支援金等	622,228	621,043	△ 1,185
4. 前期高齢者納付金等	1. 前期高齢者納付金等	388	453	65
5. 老人保健拠出金	1. 老人保健拠出金	24	20	△ 4
6. 介護納付金	1. 介護納付金	265,686	270,392	4,706
7. 共同事業拠出金	1. 共同事業拠出金	488,008	439,855	△ 48,153
8. 保健事業費		44,461	45,745	1,284
	1. 保健事業費	272	255	△ 17
	2. 特定健康診査等事業費	44,189	45,490	1,301
9. 基金積立金	1. 基金積立金	1	1	0
10. 公債費	1. 公債費	280	280	0
11. 諸支出金	1. 償還金及び還付金	5,121	5,101	△ 20
12. 予備費	1. 予備費	2,675	2,074	△ 601
歳出合計		3,963,092	4,051,021	87,929

事務連絡

平成25年12月24日

都道府県民生主管部（局）

国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

## 国民健康保険に係る平成26年度税制改正について

平成25年12月24日に平成26年度税制改正の大綱が閣議決定されました（別添参照）。国民健康保険関係の概略については、下記のとおりであり、国民健康保険料でも同様の改正を予定しておりますので、貴管内保険者への周知をお願いいたします。

なお、制度改正に伴いシステム改修費用が必要となる保険者については、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）第6条第12号の規定に基づき、当該費用に対して特別調整交付金を交付する予定です。

また、国民健康保険条例参考例についても、所要の改正を行った上で、追ってお示しする予定ですので、あわせて貴管内保険者への周知をお願いいたします。

## 記

- 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円（現行：14万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円（現行：12万円）に引き上げる。
  
- 国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者の数に世帯主を含め、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗すべき金額を45万円（現行：35万円）に引き上げる。